

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
第 7 回締約国会議において決定された事項

附属書 A (廃絶) 及び附属書 C (非意図的放出の削減) への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
<p>ポリ塩化ナフタレン (PCN) 塩素数 2 ~ 8 を含む)</p> <p>塩素数が 3 以上の塩化ナフタレンは、化審法第一種特定化学物質に指定済み。</p>	<p>エンジンオイル添加剤、防腐剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ¹ –ポリフッ素化ナフタレン (フッ素数 8 を含む) 製造のための使用とそのための中間体としての製造 ・非意図的生成による放出の削減

附属書 A (廃絶) への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
<p>ヘキサクロロブタジエン (HCB)</p> <p>化審法第一種特定化学物質に指定済み。</p>	<p>溶媒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止
<p>ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類 ²</p>	<p>農薬、殺菌剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ¹ –電柱とその腕木への使用とそのための製造

- 1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から 5 年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。
日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。
- 2 ペンタクロロフェノールを有効成分とする農薬については、農薬取締法における登録が平成 2 年に失効済み。